

## 岡山市ごみ収集ステーション等管理資材費補助金交付要綱

平成27年4月27日

### (趣旨)

第1条 ごみの分別収集事業を推進し、その収集を確実かつ効率的に行い、環境美化の推進を図るため、ごみ収集ステーション及び資源化物収集ステーション（以下「ごみ収集ステーション等」という。）を管理する町内会及び管理者（以下「団体等」という。）の管理資材の購入に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則及び他の交付金要綱で使用する用語の例による。

### (補助対象)

第3条 補助金交付の対象は、岡山市が収集を行っているごみ収集ステーション等を管理している団体等で、次のとおりとする。

(1) ごみ収集ステーション等の環境美化を図るものであること。

(2) 不適正排出の防止を目的とするものであること。

2 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付を当該年度の間に受けた団体等については、補助の対象としない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、ごみ収集ステーション等の管理資材の購入費の2分の1に相当する額とし、30,000円を上限とする。

2 前項によって得られた額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、1団体につき年1回とし、事前協議を行ったうえで、ごみ収集ステーション等管理資材費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 見積書

(2) 管理資材の内容がわかる書類（掲出物のみ）

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

### (実績報告)

第7条 規則第8条の規定による補助金交付決定の通知を受けた補助事業者は、事業完了後に、補助事業等実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 領収書

(2) 購入した物品がわかる写真

### (維持管理)

第8条 団体等及びこの要綱による補助金の交付を受けたごみ収集ステーション等の利用者は、常にその清潔を保持し、及び整備を行う等適切な維持管理を行い、他地区の範となるよう努めなければ

ならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。